家畜衛生情報

R3-20 令和3年8月16日

郡上市で牛のヨーネ病が発生

≪発生概要 ≫

*肥育専業農家にも情報提供

岐阜県郡上市 患畜 1頭

発生年月日: 令和3年7月27日

(家畜伝染病 予防法第 17 条の規定に基づき 殺処分)

ヨーネ病とは

牛に頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病です。感染牛の糞便から 経口感染し、数ヶ月〜数年後に発症します。

発症前であっても菌を排出しているため、感染が拡大しやすい病気で、 家畜伝染病(法定伝染病)に指定されています。

ヨーネ病と診断された場合には

患畜となった牛は、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分します。 患畜を殺処分することに対して、国から手当金が支払われます。 患畜摘発後は、定期的に同居牛の検査を行い、清浄性を確認します。

対策

- 1 飼養衛生管理基準を遵守し、日常的に車両消毒、長靴の履き替えを実施しましょう
- 2 乳用牛・肉用繁殖牛を県外から導入する場合には直ちにヨーネ病検査 を受けましょう
 - 出荷農場(導入元)のヨーネ病発生状況を確認しましょう。
 - 家畜保健衛生所へ連絡し、導入後は直ちにヨーネ病検査を受けましょう(手数料750円/頭)。すみやかに「牛の導入届出書」を提出してください。
 - 陰性が確認されるまでは、空牛房を利用する等、他の飼養牛と 接触させないように隔離飼育しましょう。
- 3 定期検査で清浄性を確認しましょう

県では乳用牛・肉用繁殖牛について、2年に1回の全頭検査を実施しています。

ご不明な点は、お問い合わせください。

中濃家畜保健衛生所 美濃加茂市古井町下古井2610-1

TEL: 0574-25-3111 FAX: 0574-27-3092